



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月26日月曜日 第2836号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 983
 指定医療機関の変更..... (") ... 983
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 983
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 983
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 984
 知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 984
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 984
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 985
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 986
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 988
 土地改良区役員就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 988
 道路の区域変更(県道嵐田之浜岩松線)..... (南予地方局管理課) ... 989
 道路の供用開始(")..... (") ... 989

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 989

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 990
 政治団体の解散の届出..... (") ... 990

告 示

○愛媛県告示第1383号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
まつだ薬局	今治市小泉4丁目11番11号	平成28年12月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1番13号	平成28年12月5日
もり薬局	今治市常盤町五丁目3番9号	平成28年12月5日

○愛媛県告示第1384号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3-13	平成28年10月24日
(変更前) 児嶋内科胃腸科		

○愛媛県告示第1385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大植医院	今治市中日吉町二丁目3番25号	平成28年11月30日
まつだ薬局	今治市小泉四丁目11-11	平成28年11月30日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1-13	平成28年12月4日
もり薬局	今治市常盤町五丁目2番23号	平成28年12月4日

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスウェル	八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成28年11月30日

○愛媛県告示第1387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスウェル	八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成28年11月30日

○愛媛県告示第1388号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) メチル=2 [1-(シクロヘキシルメチル) 1H インドール 3 カルボキサミド] 3-メチルプタノアート（通称名AMB CHMICA）及びその塩類
- (2) 2 (4 エトキシ 3, 5 ジメトキシフェニル) エタン

アミン（通称名：Eacaline）及びその塩類

- (3) N (1 フェネチルピペリジン 4 イル) N フェニルフラン 2 カルボキサミド（通称名Furanyfentanyl, Fu F）及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成28年12月27日

○愛媛県告示第1389号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
くすりのレディ馬越店・ブックマーケット今治中央店	今治市馬越町四丁目甲38番1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	ダイワロイアル株式会社 東京センチュリーリース株式会社	ダイワロイアル株式会社 東京センチュリー株式会社	平成28年10月1日	平成28年12月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1390号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年11月24日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘7毛	年1分2厘7毛	年8厘7毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年8厘5毛
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は		年1分2厘7毛	年8厘7毛	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は		年1分3厘	年8厘5毛

取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）				取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分2厘7毛	省略		7 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分3厘	省略	

○愛媛県告示第1391号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年11月24日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に掲げる者（令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる者に掲げる者（同令第5条に規定するに		法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同令第5条に規定するに	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同令第5条に規定するに

	第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	ける場合		する団体を除く。)に貸し付ける場合	除く。)に貸し付ける場合		第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	ける場合		する団体を除く。)に貸し付ける場合	除く。)に貸し付ける場合
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分2厘7毛	年1分7毛	年1分2厘7毛	年1分2厘7毛	年1分7毛		年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年1分3厘	年1分1厘
2 省略											
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘7毛	年1分7毛	年1分2厘7毛	年8厘7毛	年8厘7毛		年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘5毛	年8厘5毛
4 省略											
5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	同上	同上	同上	年1分2厘7毛	年1分7毛		同上	同上	同上	年1分3厘	年1分1厘
6 省略											
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放			同上	年8厘7毛	年8厘7毛			同上	年8厘5毛	年8厘5毛	

送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金						送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分2厘7毛	年1分7毛	省略			8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年1分3厘	年1分1厘	省略		

○愛媛県告示第1392号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成29年1月4日から施行する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(15) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 株式会社香川銀行</td> <td><u>高松市亀井町7番地9</u></td> </tr> <tr> <td>(17)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)～(15) 省略		(16) 株式会社香川銀行	<u>高松市亀井町7番地9</u>	(17)～(20) 省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(15) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 株式会社香川銀行</td> <td><u>高松市亀井町6番地1</u></td> </tr> <tr> <td>(17)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)～(15) 省略		(16) 株式会社香川銀行	<u>高松市亀井町6番地1</u>	(17)～(20) 省略	
名 称	位 置																
(1)～(15) 省略																	
(16) 株式会社香川銀行	<u>高松市亀井町7番地9</u>																
(17)～(20) 省略																	
名 称	位 置																
(1)～(15) 省略																	
(16) 株式会社香川銀行	<u>高松市亀井町6番地1</u>																
(17)～(20) 省略																	

○愛媛県告示第1393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年12月26日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 島 清 志	今治市大正町7丁目1番3号

〃	上 田 忠	今治市美須賀町2丁目3番地1
〃	村 越 定 信	今治市砂場町2丁目3番10号
〃	岡 田 公 一	今治市石井町3丁目5番68号
〃	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
〃	松 尾 秀 樹	今治市衣干町1丁目2 - 54
〃	大 澤 慶 三	今治市矢田甲698番地の3
〃	大 澤 讓 児	今治市野間甲1002 - 1
〃	武 田 剛	今治市孫兵衛作甲233 - 3
〃	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796
〃	窪 田 秀 敏	今治市五十嵐甲345番地の2
〃	秋 山 三 郎	今治市中寺104番地

"	田 窪 正 安	今治市杣田甲842 - 1
"	尾 鷹 博 司	今治市高部乙105 - 4
"	越 智 正	今治市高橋甲320番地 1
"	長 野 則 雄	今治市小泉 4 丁目10 - 37
"	砂 原 吉 隆	今治市東村 3 丁目 2 番30号
"	白 石 武 志	今治市松木30 - 11
監 事	赤根川 晃	今治市鐘場町 2 - 2 - 63
"	越 智 隆 正	今治市新谷甲1643
"	小 川 真 弘	今治市片山 1 丁目 1 - 1

"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番18号
"	櫛 部 和 彦	今治市南高下町 1 丁目 1 - 24
"	松 本 正 一	今治市宅間甲1273 - 7
"	大 澤 慶 三	今治市矢田甲698番地の 3
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	武 田 剛	今治市孫兵衛作甲233 - 3
"	富 田 利 治	今治市中寺508番地
"	羽 藤 敏 郎	今治市新谷甲358
"	田 窪 象 市	今治市杣田甲190番地
"	尾 鷹 博 司	今治市高部乙105 - 4
"	岡 本 武 夫	今治市高橋甲604 - 10
"	小 川 真 弘	今治市片山 1 丁目 1 - 1
"	砂 原 吉 隆	今治市東村 3 丁目 2 番30号
"	白 石 武 志	今治市松木30 - 11
監 事	真 木 崇	今治市北日吉町 2 丁目 2 - 40
"	横 田 晴 志	今治市山路288
"	八 木 壯 平	今治市杣田甲373 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号
"	上 田 忠	今治市美須賀町 2 丁目 3 番地 1
"	矢 野 典 明	今治市石井町 1 丁目10番 9 号
"	村 越 定 信	今治市砂場町 2 丁目 3 番10号

○愛媛県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607番238	旧	メートル 4.7 ~ 4.8	キロメートル 0.186	
			新	9.3	0.186	

○愛媛県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607番238	平成28年12月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年12月13日	特定非営利活動法人 倫理生活指導センター	井 上 富 男	四国中央市寒川町738番地の 1	この法人は、不特定多数の人々に対して、円滑な社会生活を送るために必要な倫理観に基づいて、心や生活の在り方を考えると共に自己の研鑽を行うことで、自らの人間性をより豊かなものとする。

のにしていく勉強の場を提供すること、又、高齢者や身体障害者が安心して暮らすための生活支援、明るい未来を築くための青少年の健全育成、環境問題に取り組む等、物心両面からのはたらきかけによって、社会秩序の安定並びに向上に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年12月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
かなしげ典子と仲間たち	金 繁 典 子	久 米 万 利 子	南宇和郡愛南町緑乙388	平成28年11月24日
内山ようこ後援会	内 山 葉 子	久 保 一 美	今治市土橋町一丁目8 - 4	平成28年11月29日
安川正明後援会	三 原 敏 弘	小 倉 強 一	上浮穴郡久万高原町上野尻甲949 - 2	平成28年11月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年12月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤はつみと新居浜市政を語る会	浜 本 千 賀 江	平成28年9月1日